

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（300人〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。
- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

1. 農山漁村定住促進対策型

- 地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

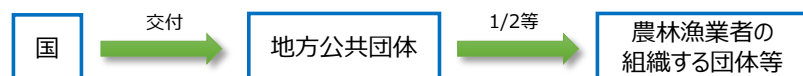
（例）集出荷・貯蔵・加工施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

- 交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

（例）農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 計画主体 都道府県、市町村
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）
- 交付率 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-3501-0814）

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の**農業農村インフラの管理の省力化・高度化**を図るとともに、**地域活性化やスマート農業の実装を促進**するため、情報通信環境の整備を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区「令和7年度まで」）

＜事業の内容＞

1. 計画策定

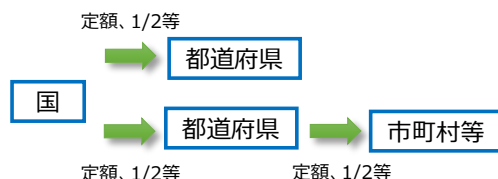
情報通信環境に係る調査、計画策定を支援します。

2. 情報通信環境整備

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を**地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



地域活性化・
スマート農業

地域活性化
活性化施設の
公衆無線LAN



スマート農業

自動走行農機
での活用



＜事業イメージ＞

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi等）を選定

「お問い合わせ先」 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の貸借による次世代の担い手づくりの取組に加えて、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するための都市農業等のアドバイザーの派遣、都市農業を持続的に経営していくための税制度・相続等の講習会の開催、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等、都市農業の機能発揮のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 通常型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の機能についての理解醸成、市民農園、体験農園の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
- ウ 都市農業の多様な機能の一つである防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② 都市農業インキュベーション型

上記①のうち、特に、都市農地貸借法を活用した次世代の担い手づくりの先進的な取組を優先的に支援します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



都市農地に関する税制度や相続に関する講習会の開催



都市農業に対する都市住民の理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための情報発信



都市農業共生推進等地域支援

●通常型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



都市住民の農業体験

都市住民との交流促進



都市部でのマルシェ等の開催

体験農園の附帯施設、都市農地の周辺環境対策



都市の農業体験農園

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

●都市農業インキュベーション型

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく都市農地の貸借による次世代の担い手の育成や経営拡大に向けた取組に対し、加点点措置による優先採択を実施



貸借



都市農業者（担い手）

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和3年度予算概算決定額 11,134 (10,170) 百万円】
 (このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円)
 (令和2年度3次補正予算額 (所要額) 3,920百万円)

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化の取組**や、**ジビエフル活用に向けた取組**等を支援します。また、シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**や新技術の開発・実証、国土保全のための捕獲事業等を実施します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

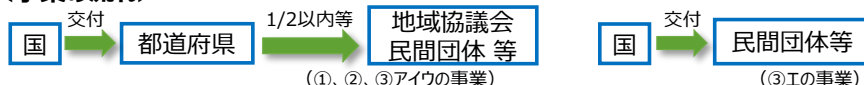
11,005 (10,010) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動
 - ア 捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援）
 - イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援〔限度額内で定額支援〕
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕
- ③ ジビエフル活用に向けた取組
 - ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備※〔1/2以内〕
 - イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援〔限度額内で定額支援〕
 - ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

<事業の流れ>

※は地域協議会の構成員も可



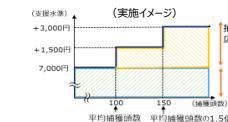
<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



【捕獲活動の抜本的強化】

- ① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援
 - ・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



- ・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築

【ジビエフル活用に向けた取組】

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残処理施設等の整備による処理体制の構築

② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援

③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）

2. シカ等による森林被害緊急対策事業

129 (160) 百万円

- ① シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**やICT等を活用した新技術の開発・実証、国有林野内で国土保全のための捕獲事業を実施
- ② 顕在化しつつある**ノウサギ被害の対策手法**の検討を実施

<事業の流れ> ※ 国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)